

浚渫土砂に適用する受入基準

阪南２区において受け入れる浚渫土砂は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）その他の関係法令等に定める基準に適合したものとし、以下の基準を満たすものとする。

1 化学的な性状の基準

項 目		基 準 値	
		含有量基準	溶出量基準
(1)	水銀又はその化合物	除去基準*未満	検液 1 L につき 0.005 mg 以下
(2)	カドミウム又はその化合物		検液 1 L につき 0.1 mg 以下 R7.10.1 より 0.03 mg 以下
(3)	鉛又はその化合物		検液 1 L につき 0.1 mg 以下
(4)	六価クロム化合物		検液 1 L につき 0.5 mg 以下 R7.10.1 より 0.2 mg 以下
(5)	ひ素又はその化合物		検液 1 L につき 0.1 mg 以下
(6)	シアン化合物		検液 1 L につき 1.0 mg 以下
(7)	アルキル水銀化合物		検液中に検出されないこと
(8)	有機りん化合物		検液 1 L につき 1.0 mg 以下
(9)	ポリ塩化ビフェニル	乾泥 1 kg につき 10 mg 未満	検液 1 L につき 0.003 mg 以下
(10)	銅又はその化合物		検液 1 L につき 3.0 mg 以下
(11)	亜鉛又はその化合物		検液 1 L につき 2.0 mg 以下
(12)	ふっ化物		検液 1 L につき 15.0 mg 以下
(13)	トリクロロエチレン		検液 1 L につき 0.3 mg 以下 R7.10.1 より 0.1 mg 以下
(14)	テトラクロロエチレン		検液 1 L につき 0.1 mg 以下
(15)	ベリリウム又はその化合物		検液 1 L につき 2.5 mg 以下
(16)	クロム又はその化合物		検液 1 L につき 2.0 mg 以下
(17)	ニッケル又はその化合物		検液 1 L につき 1.2 mg 以下
(18)	バナジウム又はその化合物		検液 1 L につき 1.5 mg 以下
(19)	ジクロロメタン		検液 1 L につき 0.2 mg 以下
(20)	四塩化炭素		検液 1 L につき 0.02 mg 以下
(21)	1,2-ジクロロエタン		検液 1 L につき 0.04 mg 以下
(22)	1,1-ジクロロエチレン		検液 1 L につき 1.0 mg 以下
(23)	シス-1,2-ジクロロエチレン		検液 1 L につき 0.4 mg 以下
(24)	1,1,1-トリクロロエタン		検液 1 L につき 3.0 mg 以下
(25)	1,1,2-トリクロロエタン		検液 1 L につき 0.06 mg 以下
(26)	1,3-ジクロロプロペン		検液 1 L につき 0.02 mg 以下
(27)	チウラム		検液 1 L につき 0.06 mg 以下
(28)	シマジン		検液 1 L につき 0.03 mg 以下
(29)	チオベンカルブ		検液 1 L につき 0.2 mg 以下
(30)	ベンゼン		検液 1 L につき 0.1 mg 以下
(31)	セレン又はその化合物		検液 1 L につき 0.1 mg 以下
(32)	1,4-ジオキサン		検液 1 L につき 0.5 mg 以下
(33)	有機塩素化合物	試料 1kg につき 40 mg 以下	
(34)	ダイオキシン類	乾泥 1g につき 150pg-TEQ 以下	検液 1 L につき 10pg-TEQ 以下

(35)	油分	油膜・油臭が認められないこと。
------	----	-----------------

＊ 除去基準は「底質の暫定除去基準」（昭和５０年１０月２８日環水管第１１９号環境庁水質保全局長通知）別紙１により定められる基準をいう。

上記項目に係る試験方法は別表に定める方法とする。

2 その他の性状の基準

項 目	基 準
最 大 径	概ね３０ｃｍ以下であること
臭 気	悪臭を放たないこと
廃 棄 物	産業廃棄物及び一般廃棄物を含まないこと

別表 化学的性状に係る試験方法

- 試験試料の採取にあたっては、工事対象水域において４００ｍメッシュ毎（工事対象水域が４００ｍメッシュ未満の場合を含む）に採取地点を１地点以上設定するものとする。
ただし、河口部等の堆積底泥の分布状況が変化しやすい場所等においては必要に応じて地点を増加するものとする。
なお、試料採取地点の設定については、あらかじめ協議するものとする。
- 採泥方法及び分析方法は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第５条第１項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和４８年２月１７日環境庁告示第１４号）とする。ただし、水銀又はその化合物及びポリ塩化ビフェニルの含有量は「底質調査方法」（平成２４年８月８日環水大水発第１２０７２５００２号環境省水・大気環境局長通知）、ダイオキシン類の含有量は「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成２１年３月環境省水・大気環境局水環境課）、油分は「油汚染対策ガイドライン」（平成１８年３月中央環境審議会土壌農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会）に定める方法とする。